

**技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定等に係る評価要領**  
**【浅野文庫等施設（仮称）新築工事に伴う基本・実施設計業務】**

### 1 業務実施上の条件について

次の場合は、資格要件を満たさないものとする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 照査技術者が一級建築士でない場合
- (3) 管理技術者、照査技術者及び建築（総合）の分担業務分野を担当する主任担当技術者が参加表明者の組織（設計共同体の場合は、代表構成員に限る。）に属していない場合
- (4) 管理技術者及び照査技術者が各1名でない場合
- (5) 記載を求めた分担業務分野の主任担当技術者が各1名でない場合（必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障がない。）
- (6) 管理技術者及び照査技術者と記載を求めた分担業務分野の主任担当技術者が兼務している場合
- (7) 記載を求めた分担業務分野の主任担当技術者が記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (8) 協力事務所に別紙5「広島市委託契約約款（建築設計業務用）」第11条の2第1項の各号のいずれかに該当する場合
- (9) 建築（総合）の分担業務分野を再委託（展示に関する設計業務の再委託を除く。）した場合
- (10) その他、設定した条件を満たしていない場合

### 2 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定等について

#### (1) 技術提案書の提出者の選定について

設計者選定審査委員会において、後記4の選定基準により参加表明書の審査（評価）を行い、参加表明書の提出者（以下「参加表明者」という。）のうち、評価点の合計の高い者から技術提案書の提出者（以下「技術提案者」という。）を5者程度選定する。

#### (2) 技術提案書等の特定について

設計者選定審査委員会において、後記5の特定基準によりヒアリングを実施の上で審査（評価）を行い、総合評価点が最も高いものから順に順位付けして技術提案書を特定する。

また、その技術提案者を「第一位特定者」、「第二位特定者」、「第三位特定者」と、全員を順位付けして特定する。

ただし、評価項目「業務実施方針及び手法」の評価点の合計が70点満点中6割未満である者、又は同項目の6つの評価の着目点のうち、いずれかの評価点が各配点の2割以下である者は、特定しない。

#### (3) 設計候補者の選定について

上記（2）により特定された者を、第一位特定者から順に設計候補者として選定する。

### 3 無効について

提出された技術提案書の中に技術提案者（協力事務所を含む。）が特定できる内容を記載している場合、その技術提案書は無効とし、特定しない。

### 4 技術提案者の選定に係る審査（評価）について

選定基準は、別紙10「技術提案書の提出者を選定するための基準」による。

技術提案者を選定するための評価点の算定は、配点×評価係数（四捨五入により小数第2位まで）とし、各評価項目について、次の（1）から（3）により評価する。

#### (1) 参加表明者の技術力について

● 過去 15 年間における設計業務の実績

参加表明者の過去 15 年間における市等から受注した図書館・博物館施設等の新築、増築又は改築（改修、模様替工事は除く。以下同じ。）に係る設計業務（平成 21 年 6 月以降の業務で公示日までに完了しているもの）の日本国内における実績 1 件（設計共同体の場合は、代表構成員及び構成員ごとに 1 件）により評価する。

評価係数は、次表による。

実績業務の施設規模	図書館・博物館施設の実績に係る評価係数	その他の施設の実績に係る評価係数
延べ面積 2,400 m <sup>2</sup> 以上	1.0	0.3
延べ面積 1,200 m <sup>2</sup> 以上 2,400 m <sup>2</sup> 未満	0.8	0.1
延べ面積 1,200 m <sup>2</sup> 未満	0.4	0
市等から受注した実績なし	0	0

※ 市等とは、国、都道府県及び市町村とする。

※ 図書館・博物館施設とは、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館若しくは博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 31 条第 1 項に規定する博物館に相当する施設のうち、美術又は歴史博物館に該当する施設とする。以下同じ。

※ その他の施設とは、建築基準法別表第 1（い）欄（1）項から（4）項に掲げる用途に供するもの（下宿、共同住宅、寄宿舍は除く。）及び事務所その他これに類するものとする。

※ 複合用途の場合は、他用途との共用部分を除く、図書館・博物館施設又はその他の施設の部分をいう。以下同じ。

※ 増築又は改築の場合は、当該部分の面積とする。以下同じ。

※ 最も高い評価係数となる実績を 1 件に計上する。以下同じ。

※ 参加表明者の技術力の評価点は、代表構成員及び構成員それぞれの評価係数×配点×出資比率の和とする。

(2) 技術者（主任担当技術者）の資格について

● 分担業務分野の技術者資格

各分担業務分野の主任担当技術者が有する資格により評価する。

評価係数は、次表による。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
建築（総合）	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
建築（構造）	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
電気	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士、技術士、一級建築士	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士	0.2
機械	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士、技術士、一級建築士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2
共通	資格なし	0

※ 「技術士」の資格は、当該分野における技術士に限る。

※ 参加表明書提出時点において、建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していない場合（建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イ（同条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）、建築士としての資格を評価しない。

※ 評価係数を重複して計上はしない（分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数を計上する。）。)

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

(3) 技術者（管理技術者及び主任担当技術者）の技術力について

ア 技術者経験年数

管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者の経験年数（公示日時点での満年数とする。）により評価する。

評価係数は、次表による。

経験年数	管理技術者に係る評価係数	主任担当技術者に係る評価係数
12 ～	1.0	1.0
9 ～ 11	0.8	0.8
6 ～ 8	0.6	0.6
～ 5	0.4	0.4

イ 過去 15 年間における設計業務の実績

管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者の過去 15 年間における図書館・博物館施設の新築、増築又は改築に係る設計業務（平成 21 年 6 月以降の業務で公示日までに完了しているもの）の日本国内における各実績（それぞれ 1 件ずつ）を、次の(ア)の係数×(イ)の係数により算出した値（四捨五入により小数第 2 位まで）を評価係数として評価する。

(ア) 携わった実績業務

実績業務の施設規模（図書館・博物館施設の新築等）	係数
延べ面積 2,400 m <sup>2</sup> 以上	1.0
延べ面積 1,200 m <sup>2</sup> 以上 2,400 m <sup>2</sup> 未満	0.5
延べ面積 1,200 m <sup>2</sup> 未満	0
実績なし	0

(イ) 実績業務に携わった立場

立場	管理技術者に係る係数	主任担当技術者に係る係数
管理技術者	1.0	1.0
主任担当技術者	0.5	1.0
担当技術者	0.25	0.5
上記のいずれの立場にも該当なし	0	0

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

※ 携わった立場が複数ある場合は、上位の立場で評価する。

ウ 継続教育（CPD）

令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）において、取得した CPD 取得単位により評価する（CPD 取得単位は「建築 CPD 運営会議」又は「建築士会 CPD」が証明する写しにより確認する。）。

評価係数は、次表による。

CPD 取得時間	評価係数
12 時間以上	1.0
6 時間以上 12 時間未満	0.6
6 時間未満	0.2
取得していない	0

エ 過去の受賞歴（管理技術者及び建築（総合）主任担当技術者）

管理技術者及び建築（総合）の分担業務分野を担当する主任担当技術者について、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴の回数により評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、建築関係建設コンサルタント業務のうち、地方公共団体、

公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人公共建築協会等の公的又は公益的機関による建築作品に係るの賞（建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としない。）の受賞歴（以下「受賞歴」という。）について、様式 3 又は 4 の受賞歴記入欄に必要事項を記入するとともに、受賞実績が分かるもの（賞状の写し、掲載された雑誌の写し等）を添付した場合に対象とする。

なお、評価の対象とする受賞歴については、原則として、日本国内の別紙 12「建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞について」に示す賞のものとし、その他の海外の賞等に係る受賞歴については、設計者選定審査委員会において対象と認められたものとする。

評価係数は、次表による。

受賞歴	評価係数
受賞歴 3 回以上	1.0
受賞歴 2 回	0.6
受賞歴 1 回	0.2
受賞歴なし	0

※ 建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞については、別紙 12「建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞について」のとおりとする。

## 5 技術提案書の特定に係る審査（評価）について

特定基準は、別紙 11「技術提案書を特定するための基準」による。

各審査委員は、評価項目「業務実施方針及び手法等」に係る 6 つの評価の着目点（以下「審査委員評価項目」という。）ごとに審査（評価）し、それぞれの評価点を配点×評価係数（以下「審査委員評価点」という。）により算定する。

技術提案書を特定するための総合評価点は、各審査委員評価点の平均値（四捨五入により小数第 2 位まで）に前述 4 による評価点を足した値とする。

ただし、技術提案書における表現方法に、別紙 13「表現の許容範囲の取扱い」に定める許容範囲を超えているものが含まれると判断される場合は、当該表現方法によって技術提案された審査委員評価項目に係る審査委員評価点を、2 分の 1 を乗じた値に減点することとする。

なお、審査委員評価項目ごとの判断基準及び評価係数は、次表による。

評価の着目点	判断基準	評価係数				
		極めて良好・高い	良好・高い	普通	やや不十分・低い	不十分・低い
業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
業務の実施方針	業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2
評価テーマ等に対する技術提案（4 項目）	設定したテーマ等に対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的見地に基づく独創的な提案がなされているか等）、実現性（提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して提案ごとに総合的に判断する。	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

プロポーザル方式による設計者選定審査委員会の標準実施フロー図

